

# 令和2年度「由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業」のご案内



## ◆ 事業概要 ◆

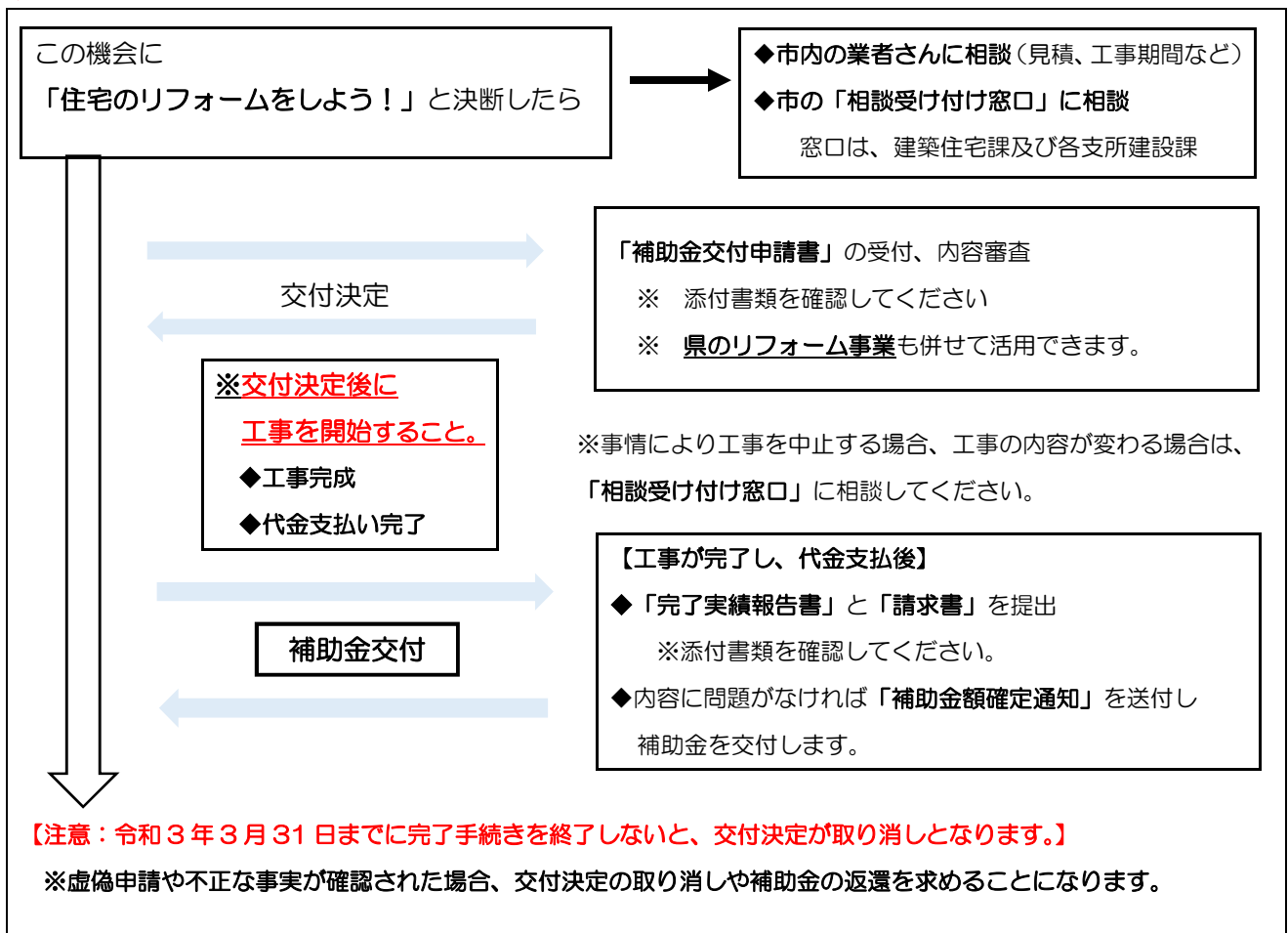
市民生活の拠点である住宅の居住環境の向上を図り、定住促進及び市内産業の活性化と雇用維持を図る目的として、由利本荘市内に存する住宅のリフォーム工事費用の一部を市が助成する事業です。

「一般型」、「子育て世帯支援型」、「空き家購入支援型」、「移住・転入支援型」の4タイプで助成を行います。

区分	一般型	子育て世帯支援型	空き家購入支援型	移住・転入支援型
補助対象工事費 (対象外費用の除外後)	50万円以上(税込)	50万円以上(税込)	50万円以上(税込)	50万円以上(税込)
補助金額(上限)	対象工事費の10% (上限10万円)	対象工事費の10% (上限20万円)	対象工事費の15% (上限20万円)	対象工事費の15% (上限20万円)
再申請の可否 (再々申請は不可)	×	○	○	○
補助対象住宅 (市内にある自己居住用の住宅。併用住宅は居住用部分のみ対象。賃貸住宅は対象外。)	・平成22年度から平成31年度(令和元年度)までに本制度の助成を受けていない住宅	・18歳以下の子供3名以上と同居されている親子世帯の住宅	・18歳以下の子供1名以上と同居されている親子世帯の住宅 ・平成27年11月以降に購入した居住用の空き家住宅 (建築後10年要経過)	・「定住促進奨励金」を活用して移住・転入し、居住用に購入した空き家住宅
補助対象者 (申請者)  ※親子関係等は住民票謄本や戸籍謄本等で確認します	①申請者は、次のいずれかに該当し、②及び③の要件を満たす方 ・対象住宅に居住する所有者または同一世帯員(子供数の要件がある場合は、子の親) ・親または子が居住する対象住宅の所有者(別居している所有者が申請者する場合) ・親または子が所有する対象住宅の居住者(所有していない居住者が申請する場合) ・親または子が所有及び居住する対象住宅をリフォームする者 (対象住宅の所有及び居住をしていない親又は子が申請する場合) ②由利本荘市内に住民登録をしている個人 ③申請者及び対象住宅に居住する世帯員全員が市税等を滞納していないこと			
施工業者の条件	・市内に事業所を有する法人で、本市の法人住民税が課せられているもの ・市内に事業所を有する個人で、本市に住民登録しているもの			

<p>注意事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県の住宅リフォーム補助金との併用は可能。</li> <li>・申請の受付期限は、令和3年3月12日まで。</li> <li>・令和3年3月31日までに事業を完了し補助金請求ができる工事であること。</li> <li>・申請後は、内容の確認や納税等の状況調査のため、交付決定まで約2週間程度を要します。</li> <li>・既に完了した工事、開始した工事の申請はできません。（交付決定後の着手が必須）</li> <li>・補助対象工事の区分は、「補助対象工事一覧（例）」をご参照ください。</li> </ul>
<p>※災害による再申請について</p>	<p>・平成30年4月1日以降の自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴うごとに住宅被害で市町村長等の証明（罹災証明）を受けた被害の復旧工事は再申請を認めます。</p> <p>ただし対象は被災した箇所の復旧のみとなります。再申請の際は被害箇所のわかる写真の添付をお願いします。これによる再申請は一般型と同じ内容になります。</p>

## 補助金を受けるまで



【提出が必要な書類】

<p>「一般型リフォーム工事」 「子育て世帯支援型リフォーム工事」</p>	<p>「空き家購入支援型リフォーム工事」 「移住・転入支援型リフォーム工事」</p>		
<p>1. 対象住宅の案内図</p> <p>2. 固定資産税課税台帳の写し（若しくはそれに代わる書類）</p> <p>3. 対象住宅に居住する世帯全員が記載された住民票謄本（世帯主、続柄の記載されているもの。住民票抄本では受付できませんのでご了承お願いいたします。）</p> <p>4. 納税等状況調査同意書（特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書を含めて2枚）</p> <p>5. 親又は子が居住する対象住宅と、世帯を別とする所有者が申請する場合は、その関係を証する書類（戸籍謄本など）</p> <p>6. 市内の施行者が作成した工事見積書（押印された原本）</p> <p>7. 対象住宅の全体がわかる写真と、リフォーム工事を行う各部分の現況写真</p> <p>8. 罹災証明書（災害による再申請の場合に限る。）</p>	<p>1. 対象住宅の案内図</p> <p>2. 固定資産税課税台帳の写し（若しくはそれに代わる書類） ※固定資産税課税台帳を取得している場合は提出してください。</p> <p>3. 建物の不動産登記謄本の原本（登記事項証明書）</p> <p>4. 購入した空き家(中古)住宅の売買契約書の写し</p> <p>5. 空き家住宅証明書</p> <p>6. 対象住宅に居住する世帯全員が記載された住民票謄本（世帯主、続柄の記載されているもの。住民票抄本では受付できませんのでご了承お願いいたします。）</p> <p>7. 由利本荘市定住促進奨励金決定通知の写し（<b>移住・転入支援型リフォーム工事</b>に限る。）</p> <p>8. 納税等状況調査同意書（特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書を含めて2枚）</p> <p>9. 親又は子が居住する対象住宅と、世帯を別とする所有者が申請する場合は、その関係を証する書類（戸籍謄本など）</p> <p>10. 市内の施行者が作成した工事見積書（押印された原本）</p> <p>11. 対象住宅の全体がわかる写真と、リフォーム工事を行う各部分の現況写真</p>		
<p>＜完了実績報告書＞</p> <p>1. 当該工事代金の「領収書原本」と「領収書の写し」。 （窓口で原本確認を行いますので、原本も忘れず持参下さい。）</p> <p>2. 工事写真帳（別紙のとおり）</p> <p>3. 補助対象工事内容の完了が確認できる写真。</p> <p>4. 工事内容の変更により工事見積の額に変更が生じた場合は、変更後の工事内訳見積書の原本と変更部分に係る工事着工前の写真。</p> <p>5. 建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定により交付された検査済証の写し。</p> <p>6. 銀行等通帳の写し。 （申請者の口座番号と名義が確認できること。）</p> <p>7. 当該補助金の請求書。</p>			
<p>建築住宅課 TEL24-6334</p>	<p>矢島総合支所 建設課 TEL55-4955</p>	<p>岩城総合支所 建設課 TEL73-2015</p>	<p>西目総合支所 建設課 TEL33-4616</p>
<p>由利総合支所 建設課 TEL53-2115</p>	<p>大内総合支所 建設課 TEL65-2802</p>	<p>東由利総合支所 建設課 TEL69-2115</p>	<p>鳥海総合支所 建設課 TEL57-2204</p>

◆住宅リフォーム工事 補助対象工事一覧（例）◆

No	補助対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
8	○	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消など）	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	住宅用車庫・物置の改修及び増改築	住宅と別敷地の建物は不可
13	○	リフォーム工事を行わず、住宅増築のみ	
14	×	住宅の全面改築	リフォーム工事と扱わない
15	○	下水道への接続工事	集落排水施設への接続含む
16	×	浄化槽の設置	対象外（別途補助制度有、由利本荘市建設管理課：Tel.24-6329）
17	×	家庭用電化製品などの購入（設置・取付け）	購入が主であるため対象外
18	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	増改築や内装工事等と一体であれば可
19	×	電話やインターネットの配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
20	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅ではないので対象外
21	○	増改築・リフォーム工事を伴う住宅の解体工事	
22	○	住宅用太陽光発電システムの設置	
23	○	給湯設備機器の設置	
24	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
25	○	CATV 新規申し込みに伴う加入負担金及び接続に要する費用	
26	△	照明器具の取り替え	電工が取り付けする器具は可（シーリングで取り付ける器具は対象外）
27	×	増改築工事に伴う設計料及び確認申請当手続き費用	リフォーム工事ではないため対象外
28	○	オール電化改修	家電機器は対象外
29	－	自己所有住宅を自分でリフォームする場合の補助対象額算出方法	労務費は支払い行為が無いため、資材費 50 万円以上であれば対象。ただし市内資材業者等から調達すること。
30	△	市販物置やカーポートの設置（都市計画区域内では確認申請が必要な場合があります）	簡単な組立費の他に、基礎工事や土間工事が伴えば、補助対象
31	○	住宅用火災警報機器の設置	
32	○	介護保険制度の「住宅改修費支給」に加えての補助申請	50 万円以上の工事であれば可
33	○	オイルタンクの設置	給湯器、暖房機器のものであれば可
34	○	その他、市長が認める工事	県のリフォーム事業のみで実施済の工事

由利本荘市長

様

〒 ー

申請者住所

申請者氏名

印

（電話： ー ー ）

住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請書

住宅リフォーム資金助成事業実施要綱に係る補助金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助対象住宅の所在地	由利本荘市
2 リフォーム工事種別 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 一般型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 子育て世帯支援型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 空き家購入支援型リフォーム工事、 <input type="checkbox"/> 移住転入支援型リフォーム工事
3 補助対象住宅の種類 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅、 <input type="checkbox"/> 併用住宅、 <input type="checkbox"/> 集合住宅
4 補助金交付申請額 (※工事金額ではありません)	金 _____ 円 (千円未満切り捨て)
	※ 市記載欄 (申請額確認) 1) 補助対象工事費合計 50 万円以上 2) 申請額算出 (ただし、10 万円 (20 万円) を上限額とする) (補助対象工事費) (算出申請額) _____ 円 × 10% (15%) = <input type="checkbox"/> _____ 円 算出申請額が限度額を超えた場合 <input type="checkbox"/> _____ 円
5 工期 (予定)	(着工) _____ 年 月 日 (完成) _____ 年 月 日
6 事業施行者	事業所所在地：由利本荘市 事業者名： 電話番号： _____ ー _____ (担当者： _____ )
7 工事内容	



由利本荘市長 様

住所  
氏名 印

納税等状況調査同意書

私は、このたびの由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請にあたり、次に掲げる市税等の私及び対象住宅に居住する者の納付状況について、調査されることを同意します。

納付状況調査項目	
①	市税（都市計画税、国民健康保険税を含む。）
②	介護保険料
③	後期高齢者医療保険料
④	保育料等(保育所、乳幼児健康支援一時預かり事業費用負担金、学童保育料、児童福祉施設入所費用を含む。)
⑤	水道・下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金
⑥	ガス使用料
⑦	CATV利用料（インターネット使用料を含む。)
⑧	市営住宅使用料

※以下の欄は、記入しないでください。

※事務処理欄	上記の者にかかる市税等の納付状況を調査した結果は、次のとおりである。	
	調査項目	
	調査結果	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 協議により分納中 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 該当(データ)なし
	調査年月日	年 月 日
	調査職員所属氏名	

年 月 日

由利本荘市長 様

住所

氏名

印

特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書

私は、このたびの由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請にあたり、次に掲げる市税等の私の納付状況について、調査されることを同意します。

納付状況調査項目
① YB ネット使用料

※以下の欄は、記入しないでください。

※ 事務 処理 欄	上記の者にかかる市税等の納付状況を調査した結果は、次のとおりである。	
	調査項目	
	調査結果	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 協議により分納中 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 該当(データ)なし
	調査年月日	年 月 日
	調査職員所属氏名	





由利本荘市長 様

〒 ー  
申請者住所  
申請者氏名 印  
(電話： ー ー )

住宅リフォーム資金助成事業完了実績報告書

年 月 日付け由利本荘市指令第 号で補助金交付の決定を受けた住宅リフォーム資金助成事業が完了したので、住宅リフォーム資金助成事業実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称	住宅リフォーム資金助成事業
2 補助対象住宅の所在地	由利本荘市
3 補助金交付決定額	金 円
4 工事完成年月日	年 月 日（工事写真帳と同日）
5 その他	<p>【添付書類】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 当該工事代金の「領収書原本」と「領収書の写し」。 (窓口で原本確認を行いますので、原本も忘れず持参下さい。)</li><li>2. 工事写真帳（別紙のとおり）</li><li>3. 補助対象工事内容の完了が確認できる写真。</li><li>4. 工事内容の変更により工事見積の額に変更が生じた場合は、変更後の工事内訳見積書の原本と変更部分に係る工事着工前の写真。</li><li>5. 建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定により交付された検査済証の写し。</li><li>6. 銀行等通帳の写し。 (申請者の口座番号と名義が確認できること。)</li><li>7. 当該補助金の請求書。</li></ol>

工 事 写 真 帳

工事完成日：令和 年 月 日

申請者：\_\_\_\_\_

施工者：\_\_\_\_\_

# 請 求 書

下記の金額を請求します。

年 月 日

債 権 者 住 所  
(フリガナ)  
氏 名 印

由利本荘市長 様

住宅リフォーム資金助成事業補助金

一式 \_\_\_\_\_ 円

口座振替 (金融機関名) \_\_\_\_\_

(本・支店名) \_\_\_\_\_

口座番号 普通・当座 \_\_\_\_\_

※訂正箇所には訂正印が必要です。

由利本荘市長 様

〒 ー  
申請者住所  
申請者氏名 印  
(電話： ー ー )

住宅リフォーム資金助成事業補助金交付申請取り下げ届

年 月 日付け由利本荘市指令第 号で補助金交付の決定を受けた住宅リフォーム資金助成事業について、下記のとおり取り下げたいので、住宅リフォーム資金助成事業実施要綱第9条の規定に基づき、届出します。

記

- 1 補助事業の名称 住宅リフォーム資金助成事業
- 2 補助対象住宅の所在地 由利本荘市
- 3 取り下げ理由